

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	住民税非課税世帯等臨時給付金の支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、住民税非課税世帯等臨時給付金の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」及び「価格高騰生活支援臨時特別給付金」の支給を行う。 支給にあたり、情報提供ネットワークシステムによる情報連携により、住民税の課税状況を取得する。
③システムの名称	(1)住民税非課税世帯給付金ファイル (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表160項、第162条 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部社会福祉課(社会福祉係) 電話:0824-62-6146
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	評価書名	令和3年度住民税非課税世帯等臨時給付金の支給事務	住民税非課税世帯等臨時給付金の支給事務	事前	
令和5年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	令和3年度住民税非課税世帯等臨時給付金の支給事務	住民税非課税世帯等臨時給付金の支給事務	事前	
令和5年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給する事務を行う。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格及び審査に関する事務 ②支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給を行う。 支給にあたり、情報提供ネットワークシステムによる情報連携により、住民税の課税状況を取得する。	事前	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月7日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月7日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年11月25日	表紙-公表日	令和5年7月1日	令和6年11月25日	事後	
令和6年11月25日	I - 3	・番号法第9条第1項、別表第一第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号)第74条	・番号法第9条第1項、別表第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事後	
令和6年11月25日	I - 4 - ②	・番号法第19条第8項、別表第二第121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号)第59条の4	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表160項、第162条 (情報提供の根拠) なし	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	Ⅱ-1	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月25日	Ⅱ-2	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月25日	Ⅳ-8		十分である	事後	
令和6年11月25日	Ⅳ-8 判断の根拠		申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている	事後	
令和6年11月25日	Ⅳ-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		目的外の入手が行われるリスク対策	事後	
令和6年11月25日	Ⅳ-11 判断の根拠		申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている	事後	
令和6年12月20日	表紙-公表日	令和6年11月25日	令和7年1月24日	事前	
令和6年12月20日	I-1-②	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給を行う。</p> <p>支給にあたり、情報提供ネットワークシステムによる情報連携により、住民税の課税状況を取得する。</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」及び「価格高騰生活支援臨時特別給付金」の支給を行う。</p> <p>支給にあたり、情報提供ネットワークシステムによる情報連携により、住民税の課税状況を取得する。</p>	事前	
令和6年12月20日	Ⅱ-1	令和6年10月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	
令和6年12月20日	Ⅱ-2	令和6年10月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	